地域	タンザニア連合共和国
日付	2022年7月13日
法律事務所	Hilton Law Group
役職名、氏名	Susan Nelima
	パートナー
連絡先情報	Eメール: susan@hiltonattorneys.co.tz
	<u>電話:+255-655-748301</u>

質問事項

I. 個人情報の保護に関する法律

. あなたの国には、現在または近い将来の予定として、<u>民間分野</u>における個人情報保護 に関する一般法はありますか。

ありません。ただし、タンザニア連合共和国におけるデータ保護法の制定に向けた取り 組みが進行中です。現在、データ保護法案の制定については漠然とした議論が行われ ているのみであり、政府は当該法案がいつ公表されるかについては、まだ公式な日付 を発表していません。

また、タンザニア連合共和国憲法は、連合共和国のすべての国民に一般的に適用されるプライバシー法を定めています。特に、第 16 条は、プライバシー権を定めていますが、第 30 条は、防衛、公共の安全、公共の平和、公共の道徳等の問題について、プライバシー権の制限を定めています。すなわち、正当な事情の下では、プライバシー権は制限されますが、法定の正規の手続による場合に限られます。

ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として、<u>公的分野</u>における個人情報保護 に関する一般法はありますか。

ありません。ただし、タンザニア連合共和国におけるデータ保護法の制定に向けた取り 組みが進行中です。漠然とした議論が行われているのみであるため、政府は、当該法 案がいつ公表されるかについては、まだ公式な日付を発表していません。

iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として<u>個別の(特定の)分野に適用のある</u> 個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。) はい。タンザニアには、電気通信分野、銀行・金融分野を中心とした規制分野における 情報保護に関する法規制が設けられています。これは、携帯電話事業者や銀行が、従 来の銀行サービスや携帯電話サービスの登録目的で顧客から情報を収集するためで す。

主な法律は以下のとおりです。

1. (電気)通信分野における 2010 年電子・郵便通信法(及びその施行規則)

同施行規則の範囲:

- 2017 年電子•郵便通信(調査)規則
- 2018 年電子·郵便通信(消費者保護)規則
- 2018 年電子•郵便通信(免許)規則
- 2018 年電子・郵便通信(コンピュータ緊急対応チーム)規則(CERT 規則)
- 2018 年電子・郵便通信(無線通信・周波数スペクトル)規則
- 2020 年電子・郵便通信(オンライン・コンテンツ)規則
- 2020 年電子・郵便通信(SIM カード登録)規則
- 2. 銀行分野制定による 2015 年銀行・金融機関法および国家決済システム法(及びその施行規則)
 - 2012 年タンザニア銀行(信用照会当局)規則
 - 2019 年タンザニア銀行(金融消費者保護)規則

また、単に機密保持に関する規定を設けているにすぎない法律もありますが、当該法律の規定は、情報保護については、網羅的なものではありません。

- a. 2003 年公正競争法
- b. 民間航空法第80章
- c. エネルギー・水道事業規制局法第 414 章
- d. 2015 年サイバー犯罪法
- e. 2015 年電子取引法
- f. 2016 年情報アクセス法
- g. 1986 年国民登録及び身元確認法

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。 タンザニアは情報規制を扱う包括的な法を有していませんが、以下の質問については、 当該管轄地域が情報を規制する法を有していることを前提としています。

名称: 2015 年サイバー犯罪法

① 「個人情報」の定義	定義なし。
② 法の適用範囲	タンザニア連合共和国のすべての者に対して、民間分野と公的分野のいずれにおいても、一般に施行されています。 この法律による保護は、他人のコンピュータから同意なく
	入手した情報に適用されます。
③ 地理的範囲	タンザニア本土とタンザニア・ザンジバル諸島
④ URL	<pre>https://rsf.org/sites/default/files/the_cyber_crime_act_2 015.pdf</pre>
⑤ <u>施行</u> 日	2015年4月25日

法の名称: 2020 年電子・郵便通信(オンライン・コンテンツ)規則

① 「個人情報」の定義	定義なし。
② 法の適用範囲	民間分野および公的分野の両方において、すべてのオン
	ラインコンテンツサービス事業者、インターネットサービス
	事業者、アプリケーションサービスライセンシーおよびオン
	ラインコンテンツ利用者に適用されます。
	本法に基づく保護は、タンザニア通信規制当局がその権
	限を行使し、またはその義務を履行する際に受領または
	取得した情報に適用されます。
③ 地理的範囲	タンザニア本土
④ URL	https://www.tcra.go.tz/uploads/documents/sw-1619088
	125-The%20Electronic%20and%20Postal%20Communicatio
	ns%20(Online%20Content)%20Regulations,%202020.pdf
⑤ <u>施行</u> 日	2020年7月17日

法の名称: 2020 年電子・郵便通信(SIM カード登録)規則

1	「個人情報」の定義	定義なし。
2	法の適用範囲	タンザニア共和国の民間分野と公的分野の両方におい
		て、SIMカードのすべての利用者に適用されます。
		本法に基づく保護は、タンザニア通信規制当局がその権
		限を行使し、またはその義務を履行する際に受領または
		取得した情報に適用されます。
3	地理的範囲	タンザニア本土
4	URL	https://www.tcra.go.tz/uploads/documents/sw-1619088
		062-The%20Electronic%20and%20Postal%20Communicatio
		ns%20(SIM%20Card%20Registration)%20Regulations,%2020
		<u>20.pdf</u>
(5)	<u>施行</u> 日	2020年2月7日

法の名称: 2015 年国家決済システム法

① 「個人情報」の定義	定義なし。
② 法の適用範囲 -	民間分野か公的分野かを問わず、すべての決済システムのライセンシーに適用します。
	本法に基づく保護は、タンザニア銀行がその権限を行使 し、またはその義務を履行する際に受領または取得した 情報に適用されます。当該情報には、顧客の財務デー タ、記録、または取引が含まれる可能性がありますが、こ れに限定されません。
③ 地理的範囲	タンザニア本土とタンザニア・ザンジバル諸島
4 URL	https://www.bot.go.tz/Publications/Acts,%20Regulation s,%20Circulars,%20Guidelines/Acts/en/202003090243378 3.pdf
⑤ <u>施行</u> 日	2015年4月25日

法の名称: 2012 年タンザニア銀行(信用照会当局)規則

① 「個人情報」の定義	定義なし。
② 法の適用範囲	民間分野、公的分野を問わず、すべての信用照会当局 に強制されます。
	本法に基づく保護は、信用照会当局が、借入人の人種、肌の色、祖先、宗教その他に関する情報を保持することを禁止します。
③ 地理的範囲	タンザニア本土
④ URL	https://www.bot.go.tz/Publications/Acts,%20Regulations,%20Circulars,%20Guidelines/Regulations/en/2020031802575561.pdf
⑤ <u>施行</u> 日	2012年12月28日

法の名称: 1986 年国民登録及び身元確認法

1	「個人情報」の定義	定義なし。
2	法律の適用範囲	公的分野に適用されます。
		この法律による保護は、記録官、記録所の職員及び入国審査官が写真及び指紋を開示することを禁止します。
3	地理的範囲	タンザニア本土とタンザニア・ザンジバル諸島
4	URL	http://www.africanchildforum.org/clr/Legislation%20Per%20Country/Tanzania/tanzania_registration_1986_en.pdf
⑤	施行日	1986年1月6日

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。
https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprotectionofprivacyandtransb
orderflowsofpersonaldata.htm

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ 公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で 収集すべきであることを意味します。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の 達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定 し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目 的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあ たっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

(e) 安全保護原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざ ん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを 意味します。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データに関する開発、実践、方針に関するオープン性の一般的な方針があるべきであることを意味します。手段は、個人データの存在と性質、その使用の主な目的、及びデータ管理者の身元と住所を確立するために、容易に使用可能でなければなりません。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ 管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、 合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、 合理的な方法で、かつ、
- 本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。 iii)上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及
- びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
 iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合は、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

(h) 責任原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

現在、タンザニア連合共和国における「データ保護法案」の制定については漠然とした議論しかなされておらず、政府は、当該法案がいつ公表されるかについての公式な日付をまだ発表していません。したがって、我々は、上記原則が当該法に具体化されるかどうかを明確にすることができません。

しかし、タンザニア銀行とタンザニア通信規制当局に制定された既存の規則は、上 記のとおり、具体的には、収集制限の原則、データ内容の原則、責任の原則、利用 制限の原則といった、いくつかの原則を具体化しています。したがって、データ保護 法が施行された場合、これらの原則が規定に組み込まれることは確実と思われま す。

- ii. 各 OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。
 - (a) 収集制限の原則

_

(b) データ内容の原則

_

(c) 目的明確化の原則

_

(d) 利用制限の原則

_

(e) 安全保護措置原則

_

(f) 公開原則

_

(g) 個人参加の原則

_

(h) 責任原則

_

現時点では、前述のすべての既存の規制が規定に一定の OECD 原則を取り入れているため、このような上記各原則を除外する規定は存在しません。

Ⅳ. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

V. あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例:捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例:サーバやデータの国内設置及び保管を養務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

あります。

法施行機関による情報へのアクセスは、上記 I. i.のとおり、一連の手順を通じて許可されます。 ローカライゼーションに関しては、一部のカテゴリーの情報またはデータセンターを国内に保 管・設置する必要がある旨の法規定があります。たとえば、電気通信分野と銀行分野のデータは、国内に保管する必要があります。

VI. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名前:

住所:

電話:

ホームページ:

その他の情報(ある場合):

タンザニアにはデータ保護機関は存在しません。データ保護機関は常に、タンザニアでは施 行されていないデータ保護法制の制定者を意味します。現在、各規制対象分野は、それぞ れが適切と思われる方法で情報の問題を扱っており、利用可能な体制は十分ではありませ ん。